

国有農地の管理及び処分

【3,000(3,638)百万円】

対策のポイント

国有農地を適切に管理し、早期に処分します。

<背景/課題>

- ・農地法の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地は、平成26年度末現在、4,081haとなっています。
- ・平成21年12月に施行された農地法等改正法により、自作農創設を目的とする買収・売渡しの仕組みが廃止されたことなどから、すべての国有農地について、早期に処分を行う必要があります。
- ・国有農地のうち農業上の利用が可能なものについては、農地等を効率的に利用して農業を行う者に、また、農業上の利用に適さないと認められるものについては、旧所有者等に売り払うこととしています。

政策目標

平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロとするため、所要の手続きを実施

<主な内容>

1. 国有農地等管理処分委託費 **650(1,095)百万円**
国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。
2. 国有農地等事務取扱交付金 **2,275(2,355)百万円**
都道府県が国有農地の管理、買収等の経緯調査等を行うために必要な経費を交付します。
 - (1) 国有財産管理等事務取扱交付金 **1,254(1,340)百万円**
都道府県が行う国有農地の管理、買収等の経緯調査、売渡対価等の徴収及び債権管理等を行うための経費を交付します。
 - (2) 業務関係事務取扱交付金 **1,021(1,015)百万円**
(1)の業務の実施に必要な経費を交付します。

補助率：10/10

事業実施主体：都道府県、市町村

[平成28年度予算の概要]

3. その他管理処分に要する経費

- | | |
|---|-------------|
| (1) 農地等価格鑑定料 | 17 (17) 百万円 |
| 国有農地の処分予定地について、不動産鑑定士などの精通者にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。 | |
| (2) 不動産購入費 | 19 (91) 百万円 |
| 農地等の買収等に必要な経費を措置します。 | |
| (3) 幼齢林等補償費 | 39 (80) 百万円 |
| 農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。 | |

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2155)]